

平成29年2月22日

各 位

新潟交通株式会社
(お問い合わせ先)
経営管理室 大部
Tel.025-246-6221

株主代表訴訟に関するお知らせ

当社は、平成29年2月4日に、当社個人株主1名が当社取締役1名に対して、損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起した旨の平成29年2月9日付訴訟告知書を受領しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した者（原告・株主）

齋藤 裕

2. 訴訟対象者（被告）

当社代表取締役社長 星野佳人

3. 訴えの概要

当社の株主である原告が、当社の取締役である被告に対し、被告には、当社に不必要に燃費の悪い連節バスを使用させていることに善管注意義務違反があり、通常バスとの燃料代差額分の損害3,382,932円に法定の遅延損額金を加えた金額を当社に対して賠償するよう求めるもの。

4. 公告

当社は、平成29年2月16日付で当社ホームページにて次の公告を行っております。

(公告)

「当社株主から、当社取締役1名に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟が新潟地方裁判所（平成29年（ワ）第38号）に提起され、当社は平成29年2月9日にその訴訟告知を受けましたので、会社法第849条第5項の規定により公告いたします。」

5. 当社の対応

当社は、平成29年2月22日開催の取締役会にて、被告側へ補助参加することを決定いたしました。

また、同日開催された監査役会においても、当社が本件訴訟に関し被告側へ補助参加することにつき監査役全員の同意を得ております。

以 上